

府中市障害者差別解消支援地域連絡会議設置要綱

令和4年9月27日

府中市要綱第94号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、府中市障害者差別解消支援地域連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について意見の交換等を行うものとする。

- (1) 障害を理由とする差別に係る課題及び情報の共有に関する事項
- (2) 障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発に関する事項
- (3) 障害を理由とする差別の解消に向けた地域の連携の強化に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項

(構成)

第3条 連絡会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 東京都多摩府中保健所の職員 1人
- (2) 府中公共職業安定所の職員 1人
- (3) 府中警察署の職員 1人
- (4) 府中市社会福祉協議会の職員 1人
- (5) 地域生活支援センターの職員 1人
- (6) 住宅関係団体の構成員 1人
- (7) 商工関係団体の構成員 1人
- (8) 地域生活支援センター等の推薦する者 4人以内
- (9) 弁護士職にある者 1人
- (10) 民生委員の職にある者 1人
- (11) 府中市の職員 2人以内
- (12) 府中市教育委員会事務局の職員 1人
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長)

第4条 連絡会議に会長を置き、前条各号に掲げる者（以下「構成員」という。）の互選によりこれを定める。

2 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

(会議の公開)

第5条 連絡会議の会議は公開とする。ただし、公開することが適当でないと思われるときは、非公開とすることができる。

(構成員以外の出席)

第6条 連絡会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を連絡会議の会議に出席させて意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 連絡会議の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第8条 連絡会議の会議の出席に係る謝礼は、1回につき11,000円以内とする。

(庶務)

第9条 連絡会議の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか連絡会議の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年9月27日から施行する。